



浦添市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び保育の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 13 日

浦添市長

松本 哲也

浦添市規則第 44 号

浦添市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び保育の利用等に関する規則の一部を改正する規則

(浦添市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び保育の利用等に関する規則の一部改正)

第1条 浦添市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び保育の利用等に関する規則（平成27年規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第8号を次のように改める。

求職活動申立書

◆以下の事項をすべて確認し、同意のチェックをしてください。

- ☐ この申立書の有効期間は、受付日から 90 日を経過する月の月末までです。
- ☐ 有効期間内に就労証明書等の提出がない場合、認定終了または退園となります。
- ☐ 求職活動での入所・在園の場合、短時間認定での利用となります。(認可保育所等)

◆「A」及び「B」のうち、該当する欄をご記入ください。

A. 現在、求職活動中の方

前職の状況	☐ 年 月 ～ 年 月 退職理由：(例：出産等) _____ ☐ 職歴なし
どこ（又は何）から企業の求人に関する情報を得ていますか。	☐ 友人・知人 ☐ 求人情報誌 ☐ インターネットの求人情報 ☐ 学校の求人情報 ☐ ハローワーク ☐ その他（ ）
求職活動の開始時期	年 月 （ 初旬 ・ 中旬 ・ 下旬 ）
面接の状況	☐ 月に約〔 〕回 ☐ 0回（児童を預けることができれば面接に行きたい）
【必須】同意事項	☐ 勤務先等が決まった場合は、勤務先等が決まった月の24日までに就労証明書を提出すること ※提出できない場合はこども未来課まで連絡すること

B. 就労証明書や診断書等（以下、「書類」）の提出ができない方

書類の提出ができない事情がある方は、以下をご記入ください。

現在の状況	☐ 職場・病院等に書類作成を依頼している ☐ その他（ ）
【必須】 同意事項	☐ 期限までに書類を提出できなかった場合、以下のとおり取り扱うことについて同意します。 ・【新規入所申込み】利用調整時の基本点数が求職活動中の点数となること ・【新規入所申込み】期限を過ぎて提出された書類の内容は、次の選考から反映されること ・【在園継続】入所期間が満了したときは退園となること

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

住所 浦添市

氏名

※次の欄は申込書と同時の提出の場合は、記入の必要はありません。

保護者記入	児童名	(歳)	入所保育所等又は 第1希望保育所	
		(歳)		
		(歳)		
	生年月日	年 月 日	在園状況	(新規申込・在園児)
		年 月 日		(新規申込・在園児)
		年 月 日		(新規申込・在園児)

第2条 浦添市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び保育の利用等に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「(様式第1号)」を削り、同項第2号中「(様式第1号の2)」を削り、同条第2項中「(様式第1号の2)」を削り、同条第3項中「(様式第1号)」を削り、同条第4項中「(様式第1号の2)」を削る。

第5条第1項第3号中「(様式第5号(疾病若しくは負傷の場合))」を「(疾病若しくは負傷の場合)」に改め、同項第4号中「(様式第6号)」及び「(様式第7号)」を削り、同項第6号中「(様式第8号)」を削る。

第8条第1項中「(様式第8号の2)」を削り、同条第2項中「教育・保育給付認定通知書(様式第9号)により通知を行うとともに、支給認定証(様式第10号)」を「教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定却下通知書(様式第11号)」を「教育・保育給付認定申請却下通知書」に改める。

第10条第1項中「通知は、」の次に「利用承諾兼利用者負担額決定通知書又は」を加え、「(様式第12号)」を削り、同条第2項中「副食費徴収免除決定通知書(様式第12号の2)及び副食費徴収免除取消通知書(様式第12号の3)」を「利用承諾兼副食費決定通知書、副食費決定通知書、副食費免除通知書又は副食費免除解除通知書」に改める。

第11条第1項中「(様式第1号の2)」を削り、同条第2項中「(様式第1号の2)」を削り、「利用者負担額」を「利用者負担額等」に、「(様式第12号の4)」を「又は副食費免除通知書若しくは副食費免除解除通知書」に改める。

第12条第1項中「様式第13号。」を削る。

第15条第1項中「教育・保育給付認定取消書(様式第14号)」を「教育・保育給付認定取消通知書」に改める。

第16条第1項中「(様式第15号)」を削る。

第17条第2項中「(様式第8号の2)」を削る。

第20条第1項中「保育所等入所内定通知書(様式第18号)」を「施設利用内定通知書」に、「保育所等入所承諾書(様式第19号)」を「利用承諾兼利用者負担額決定通知書若しくは利用承諾兼副食費決定通知書」に改め、同条第3項中「保育所等入所保留通知書(様式第20号)」を「施設利用保留通知書」に改める。

第21条第1項中「(様式第21号)」を削り、同条第2項中「(様式第22号)」を削る。

第22条第1項第1号中「(様式第22号)」を削り、同条第2項中「(様式第23号)」

を削る。

第23条中「事項」の次に「及び使用する様式」を加える。

様式第1号から様式第23号までを削る。

附 則

この規則は、令和8年10月13日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の浦添市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び保育の利用等に関する規則の規定は、公布の日から施行し、令和8年10月5日から適用する。

(第1条関係) 浦添市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び保育の利用等に関する規則（平成27年規則第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び保育の利用等に関する規則	浦添市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び保育の利用等に関する規則
平成27年3月31日	平成27年3月31日
規則第16号	規則第16号
<u>様式第8号（第5条関係）</u>	<u>様式第8号（第5条関係）</u>
〔略〕	〔略〕

求職活動申立書

受 付 印	・求職要件による認定期間は、入園日（認可園等に在園児がいる場合は前職の退職日）から起算して90日を経過する日が属する月の月末までです。 ・勤務等が決まった場合は、速やかに就労証明書を提出してください。
-------------	---

1 前職の状況

☐ 年 月 ～ 年 月

退職理由：（例：出産等）

☐ 職歴なし

2 どこ（又は何）から企業の求人に関する情報を得ていますか。

- ☐ 友人・知人
☐ 求人情報誌
☐ インターネットの求人情報
☐ 学校の求人情報
☐ ハローワーク
☐ その他（ ）

3 いつ頃から求職活動を開始しましたか。

年 月 （ 初旬 ・ 中旬 ・ 下旬 ）

4 面接は月に何回行っていますか。

- ☐ 約 回
☐ 0回： 児童を預けることができれば面接に行きたい。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所 浦添市

氏名

※次の欄は申込書と同時の提出の場合は、記入の必要はありません。

保 護 者 記 入	児童名	(歳)	入所保育所等又は 第1希望保育所	
		(歳)		
		(歳)		
	生年月日	年 月 日	在園状況	(新規申込・在園児)
		年 月 日		(新規申込・在園児)
		年 月 日		(新規申込・在園児)

(新)

求職活動申立書

◆以下の事項をすべて確認し、同意のチェックをしてください。

- ☐ この申立書の有効期間は、受付日から90日を経過する月の月末までです。
☐ 有効期間内に就労証明書等の提出がない場合、認定終了または退園となります。
☐ 求職活動での入所・在園の場合、短時間認定での利用となります。（認可保育所等）

◆「A」及び「B」のうち、該当する欄をご記入ください。

A. 現在、求職活動中の方

前職の状況	☐ 年 月 ～ 年 月 退職理由：（例：出産等） ☐ 職歴なし
どこ（又は何）から企業の求人に関する情報を得ていますか。	☐ 友人・知人 ☐ 求人情報誌 ☐ インターネットの求人情報 ☐ 学校の求人情報 ☐ ハローワーク ☐ その他（ ）
求職活動の開始時期	年 月 （ 初旬 ・ 中旬 ・ 下旬 ）
面接の状況	☐ 月に約〔 〕回 ☐ 0回（児童を預けることができれば面接に行きたい）
【必須】 同意事項	☐ 勤務先等が決まった場合は、勤務先等が決まった月の24日までに就労証明書を提出すること ※提出できない場合はこども未来課まで連絡すること

B. 就労証明書や診断書等（以下、「書類」）の提出ができない方

書類の提出ができない事情がある方は、以下をご記入ください。

現在の状況	☐ 職場・病院等に書類作成を依頼している ☐ その他（ ）
【必須】 同意事項	☐ 期限までに書類を提出できなかった場合、以下のとおり取り扱うことについて同意します。 ・【新規入所申込み】利用調整時の基本点数が求職活動中の点数となること ・【新規入所申込み】期限を過ぎて提出された書類の内容は、次回の選考から反映されること ・【在園継続】入所期間が満了したときは退園となること

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

住所 浦添市

氏名

※次の欄は申込書と同時の提出の場合は、記入の必要はありません。

保 護 者 記 入	児童名	(歳)	入所保育所等又は 第1希望保育所	
		(歳)		
		(歳)		
	生年月日	年 月 日	在園状況	(新規申込・在園児)
		年 月 日		(新規申込・在園児)
		年 月 日		(新規申込・在園児)

(第2条関係) 浦添市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び保育の利用等に関する規則(平成27年規則第16号)新旧対照表

現行	改正後(案)
浦添市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び保育の利用等に関する規則 平成27年3月31日 規則第16号 (教育・保育給付認定の申請等) 第4条 法第20条第1項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を市長に提出するものとする。 (1) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定(以下「1号認定」という。)を受けようとする場合 教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書(1号) <u>(様式第1号)</u> (2) 2号認定又は3号認定を受けようとする場合 教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書(2号・3号) <u>(様式第1号の2)</u>(以下前号及びこの号に規定する様式を「申請書兼申込書」と総称する。) 2 小学校就学前子どもの保護者は、2号認定又は3号認定を受けようとする場合は、教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書(2号・3号) <u>(様式第1号の2)</u>にその事由を証する書類を添付するものとする。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。	浦添市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び保育の利用等に関する規則 平成27年3月31日 規則第16号 (教育・保育給付認定の申請等) 第4条 法第20条第1項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を市長に提出するものとする。 (1) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定(以下「1号認定」という。)を受けようとする場合 教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書(1号) _____ (2) 2号認定又は3号認定を受けようとする場合 教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書(2号・3号) _____(以下前号及びこの号に規定する様式を「申請書兼申込書」と総称する。) 2 小学校就学前子どもの保護者は、2号認定又は3号認定を受けようとする場合は、教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書(2号・3号) _____にその事由を証する書類を添付するものとする。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 1号認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書（1号）（様式第1号）を特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）を経由して提出することができる。

4 2号認定又は3号認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書（2号・3号）（様式第1号の2）を特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）又は特定地域型保育事業者を経由して提出することができる。

5 〔略〕

（保育を必要とする子どもの認定事由の添付書類）

第5条 前条第2項の規定による添付書類は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 府令第1条の5第3号に該当する場合は、診断書（様式第5号（疾病若しくは負傷の場合））又は精神若しくは身体に障がいの有していることが分かるもの

(4) 府令第1条の5第4号に該当する場合は、看護（介護）申立書（様式第6号）及び看護・介護診断書（様式第7号）又は同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護若しくは看護していることが分かるもの

(5) 〔略〕

(6) 府令第1条の5第6号に該当する場合は、求職活動申立書（様式第8号）

3 1号認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書（1号） を特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）を経由して提出することができる。

4 2号認定又は3号認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書（2号・3号） を特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）又は特定地域型保育事業者を経由して提出することができる。

5 〔略〕

（保育を必要とする子どもの認定事由の添付書類）

第5条 前条第2項の規定による添付書類は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 府令第1条の5第3号に該当する場合は、診断書（疾病若しくは負傷の場合） 又は精神若しくは身体に障がい有していることが分かるもの

(4) 府令第1条の5第4号に該当する場合は、看護（介護）申立書 及び看護・介護診断書 又は同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護若しくは看護していることが分かるもの

(5) 〔略〕

(6) 府令第1条の5第6号に該当する場合は、求職活動申立書

は、副食費徴収免除決定通知書（様式第12号の2）及び副食費徴収免除取消通知書（様式第12号の3）により行うものとする。

(保育を必要とする事由の報告等)

第11条 2号認定又は3号認定の小学校就学前子どもの教育・保育給付認定保護者は、毎年、認定事由及び家族状況等を記載した教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書（2号・3号）（様式第1号の2）に第5条第1項及び第2項に規定する認定事由を証明する書面を添えて市長に提出するものとする。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略させることができる。

2 市長は、前項の教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書（2号・3号）（様式第1号の2）を受けた場合において、当該教育・保育給付認定保護者の利用者負担額を変更する必要があると認めるときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、利用者負担額変更通知書（様式第12号の4）により変更後の利用者負担額 に関する事項を通知するものとする。

(教育・保育給付認定の変更)

第12条 法第23条第1項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を申請しようとする教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定変更申請書（様式第13号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 · 3 [略]

(教育・保育給付認定の取消し)

は、利用承諾兼副食費決定通知書、副食費決定通知書、副食費免除通知書又は副食費免除解除通知書 により行うものとする。

(保育を必要とする事由の報告等)

第11条 2号認定又は3号認定の小学校就学子どもの教育・保育給付認定保護者は、毎年、認定事由及び家族状況等を記載した教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書（2号・3号）_____に第5条第1項及び第2項に規定する認定事由を証明する書面を添えて市長に提出するものとする。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略させることができる。

2 市長は、前項の教育・保育給付認定申請書兼入所等申込書（２号・３号）_____を受けた場合において、当該教育・保育給付認定保護者の利用者負担額等を変更する必要があると認めるときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、利用者負担額変更通知書又は副食費免除通知書若しくは副食費免除解除通知書により変更後の利用者負担額等に関する事項を通知するものとする。

(教育・保育給付認定の変更)

第12条 法第23条第1項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を申請しようとする教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定変更申請書（ 以下「変更申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 · 3 [略]

(教育・保育給付認定の取消し)

第15条 市長は、法第24条第1項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行った場合は、その旨を教育・保育給付認定取消書（様式第14号）により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

2 〔略〕

（申請内容の変更の届出）

第16条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、保護者の氏名、居住地等の必要事項を変更する必要がある場合は、速やかに変更届（様式第15号）を市長に提出するものとする。この場合において、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付するものとする。

2 〔略〕

（支給認定証の再交付）

第17条 〔略〕

2 前項の申請をする教育・保育給付認定保護者は、支給認定証（交付・再交付）申請書（様式第8号の2）を市長に提出するものとする。

（入所の承諾等）

第20条 市長は、前条第1項の利用調整及び同条第2項の利用の要請を経て入所の承諾を決定した場合は、保育所等入所内定通知書（様式第18号）又は保育所等入所承諾書（様式第19号）
_____を教育・保育給付認定保護者に交付するものとする。

第15条 市長は、法第24条第1項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行った場合は、その旨を教育・保育給付認定取消通知書
_____により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

2 〔略〕

（申請内容の変更の届出）

第16条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、保護者の氏名、居住地等の必要事項を変更する必要がある場合は、速やかに変更届_____を市長に提出するものとする。この場合において、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けているときは、当該支給認定証を添付するものとする。

2 〔略〕

（支給認定証の再交付）

第17条 〔略〕

2 前項の申請をする教育・保育給付認定保護者は、支給認定証（交付・再交付）申請書_____を市長に提出するものとする。

（入所の承諾等）

第20条 市長は、前条第1項の利用調整及び同条第2項の利用の要請を経て入所の承諾を決定した場合は、施設利用内定通知書
_____又は利用承諾兼利用者負担額決定通知書若しくは利用承諾兼副食費決定通知書を教育・保育給付認定保護者に交付するものとする。

2 〔略〕

3 市長は、前項の規定により入所を保留する場合は、保育所等入所保留通知書（様式第20号）により、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならない。

（届出の義務）

第21条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内に、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに世帯状況変更届出書（様式第21号）に必要書類を添えて市長に届け出るものとする。

(1)～(4) 〔略〕

2 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内に保育所等を利用している小学校就学前子どもを退所させる場合は、速やかに保育所等退所届出書（様式第22号）を市長に届け出るものとする。

（保育利用の解除）

第22条 市長は、保育を必要とする子ども又は教育・保育給付認定保護者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の利用を解除することができる。

(1) 前条第2項の規定により、教育・保育給付認定保護者から保育所等退所届出書（様式第22号）の提出があった場合

(2)～(4) 〔略〕

2 市長は、前項の規定により保育の利用の解除を決定した場合は、

2 〔略〕

3 市長は、前項の規定により入所を保留する場合は、施設利用保留通知書により、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならない。

（届出の義務）

第21条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内に、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに世帯状況変更届出書（様式第21号）に必要書類を添えて市長に届け出るものとする。

(1)～(4) 〔略〕

2 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内に保育所等を利用している小学校就学前子どもを退所させる場合は、速やかに保育所等退所届出書（様式第22号）を市長に届け出るものとする。

（保育利用の解除）

第22条 市長は、保育を必要とする子ども又は教育・保育給付認定保護者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の利用を解除することができる。

(1) 前条第2項の規定により、教育・保育給付認定保護者から保育所等退所届出書（様式第22号）の提出があった場合

(2)～(4) 〔略〕

2 市長は、前項の規定により保育の利用の解除を決定した場合は、

保育実施解除通知書（様式第23号）により教育・保育給付認定保護者に通知しなければならない。

（雑則）

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項 は、市長が別に定める。

様式第1号（第4条関係）

〔略〕

様式第1号の2（第4条、第11条関係）

〔略〕

様式第2号から様式第4号まで 削除

様式第5号（第5条関係）

〔略〕

様式第6号（第5条関係）

〔略〕

様式第7号（第5条関係）

〔略〕

様式第8号（第5条関係）

様式第8号の2（第8条、第17条関係）

〔略〕

様式第9号（第8条関係）

〔略〕

様式第10号（第8条関係）

保育実施解除通知書 により教育・保育給付認定保護者に通知しなければならない。

（雑則）

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項及び使用する様式は、市長が別に定める。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔略〕	
<u>様式第11号（第8条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第12号（第10条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第12号の2（第10条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第12号の3（第10条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第12号の4（第11条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第13号（第12条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第14号（第15条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第15号（第16条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第16号 削除</u>	
<u>様式第17号 削除</u>	
<u>様式第18号（第20条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第19号（第20条関係）</u>	〔削る〕

〔略〕	
<u>様式第20号（第20条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第21号（第21条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第22号（第21条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第23号（第22条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	